

安全運転管理者等講習に関するよくある質問

Q 安全運転管理者等講習はどのようにして受講すればよいですか。

A 講習日の概ね1か月前に公安委員会から講習通知書が届きますので、安全運転管理者講習通知書又は副安全運転管理者講習通知書の2枚目の「受講票」、身分証明資料（運転免許証、保険証等）、筆記用具を持参の上、指定された日に受講してください。

講習手数料の額は、安全運転管理者5,100円、副安全運転管理者3,400円です。この手数料については、消費税法上「**非課税**」となります。

なお、手数料の納付については、原則キャッシュレス決済となりますので、あらかじめキャッシュレス決済の手段をご用意ください。（「神奈川県収入証紙の販売終了に伴う講習手数料の納付について」をご確認ください。）

※各会場ともに、安全運転管理者及び副安全運転管理者講習の合同開催となり、受付時間が異なりますのでお間違えのないようご注意願います。

Q 安全運転管理者等講習の通知が届きましたが、指定された日には都合で受講できません。どうすればよいですか。

A 指定された日時、場所で受講できない場合は、講習通知書に同封した「講習のご案内」（第1面）の法定講習日程表又はホームページに掲載された法定講習日程表の「受講可」欄に★印がついている日に受講することができます（★印の会場は、指定者以外に収容人員に余裕のある会場となりますが、収容人員を超えた場合は入場をお断りすることになります。）。

事前の予約や連絡は必要ありませんので、郵送された安全運転管理者講習通知書・受講票又は副安全運転管理者講習通知書・受講票をそのまま持参して受講してください。

なお、どの会場にあっても受付時間や講習の時間割は同一となっています。

Q 安全運転管理者等講習の通知が届きましたが、前任者の名前で届いています。新しい安全運転管理者等が受講できますか。

A 講習通知書は、発送日のおおむね2か月前までに公安委員会に届出されている情報を基に作成しています。このため、警察署に選任・解任届をしているにもかかわらず前任者の名前で通知される場合がありますが、新しい安全

運転管理者又は副安全運転管理者の方が受講してください。

その際、受講票（通知書の2枚目）の備考欄に新しい管理者名を記入してください（会社名の変更、県内間での所在地の変更も同様です。）。

なお、受講票に記載しただけでは安全運転管理者又は副安全運転管理者の届出がされたことになりません。公安委員会への届出が完了していない場合は、事業所を管轄する警察署で速やかな手続をお願いします。

Q 安全運転管理者講習通知書・受講票又は副安全運転管理者講習通知書・受講票をなくしてしまったのですが、どうすればよいですか。

A 指定された講習日又は法定講習日程表の「受講可」欄に★印がついている日の当日、会場内に設置する受付で通知書等を紛失した旨申し出てください。受講会場で受講票を記載していただきます。事前の予約や連絡は必要ありません。

受講当日は、キャッシュレス決済の手段をご用意いただき、身分証明資料（運転免許証、保険証等）、筆記用具を持参してください。

なお、安全運転管理者証番号を確認させていただきますので、安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を持参していただくか、安全運転管理者証の左上に記載されています8桁の番号を控えてお越しくください。

Q 安全運転管理者講習通知書又は副安全運転管理者講習通知書がまだ届いていませんが、受講することはできますか。

A ホームページに掲載された法定講習日程表の「受講可」欄に★印がついている日に受講することができます。受講当日、会場内に設置する受付でその旨申し出てください。受講会場で受講票を記載していただきます。事前の予約や連絡は必要ありません。

受講当日は、キャッシュレス決済の手段をご用意いただき、身分証明資料（運転免許証、保険証等）、筆記用具を持参してください。

なお、安全運転管理者証番号を確認させていただきますので、安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を持参していただくか、安全運転管理者証の左上に記載されています8桁の番号を控えてお越しくください。

Q 講習日は仕事の都合があり、途中で帰りたいのですがよいですか。

A 途中で退席された場合は、退席された後の講習内容を後日他の会場で受講していただきます。受講時間を通して受講できない場合は、受講日を変更してください。

Q 安全運転管理者等講習は必ず受講しないといけないのですか。

A 安全運転管理者又は副安全運転管理者に選任されますと、年度ごとに公安委員会から安全運転管理者等に関する講習の通知書が郵送されます。通知を受けた事業所の安全運転管理者又は副安全運転管理者の方は、必ず受講してください。

道路交通法第74条の3により、自動車の使用者は、「公安委員会から通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。」と、受講させる義務を負っています。

安全運転管理業務に必要となる重要な講習ですので、年度内に1度、必ず受講するようにお願いします。

Q 安全運転管理者又は副安全運転管理者の代理の者が受講することができますか。

A 代理の方が受講することはできません。

道路交通法で定められた法定の講習です。通知を受けた事業主（自動車の使用者）は、当該安全運転管理者又は副安全運転管理者に当該講習を受けさせなければならないので、それ以外の方が受講することは認められていません。

Q 今後、急遽の中止や延期となる場合の連絡はどのようにされるのですか。

A 安全運転管理者講習通知書又は副安全運転管理者講習通知書に同封した講習日程により、中止又は延期となる日に受講するよう指定されていた方には、はがき等で中止連絡をいたしますが、法定講習日程表の「受講可」欄に★印がついている日等に日程を変更された方には中止連絡をお届けすることができません。

おそれいりますが、受講の前日には必ずこのホームページで、講習の開催の有無を確認してください。

Q 安全運転管理者選任義務のない事業所ですが、安全運転管理の向上のため安全運転管理者等講習を受講したいのですが、どうすれば受講できますか。

A 安全運転管理者等講習は、道路交通法に基づく法定の講習です。当連合会は契約によりこれを請け負っていますが、県警察に選任の登録がされている事業所のみが受講対象とされているので、選任の届出がない事業所の方が任意で受講することはできません。

しかしながら、法定台数（5台）に満たない場合でも、従業員の安全意識の向上のため、安全運転管理者を選任、届出することができますので、事業所を管轄する警察署へ選任の届出を行って受講することは可能です。ただし、この場合、受講は任意ではなく法定の義務となります。

Q 安全運転管理者等の変更や届出事項（所在地等）の変更手続の注意点について教えてください。

A 安全運転管理者又は副安全運転管理者を変更する場合や会社名、所在地等の変更がある場合は、公安委員会への届出義務があります。変更後15日以内に事業所を管轄する警察署へ選任・解任届や変更届の提出をお願いします。詳しくは事業所を管轄する警察署の交通課交通総務係にお問い合わせください。

届出が完了していない場合は、法定講習を受講することができなくなることがありますので、事業所を管轄する警察署で速やかな手続をお願いします。

Q 安全運転管理者を選任しないと罰則があるのですか。

A 道路交通法で、安全運転管理者や副安全運転管理者の選任・届出等に関して罰則が定められています。

- ・ 規定の車両台数を保有しているにもかかわらず、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任しない場合
→自動車の使用者及び法人に対して50万円以下の罰金
- ・ 安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任・解任した日から15日以内に、定められた事項を公安委員会に届け出ない場合
→自動車の使用者及び法人に対して5万円以下の罰金又は科料